

税の申告受付

お早めに準備を 町の申告受付期間▶ 2月16日(月)~3月16日(月)

令和8年度分の町・県民税と令和7年分の所得税の申告受付を下記の日程で行います。
行政区ごとに午前・午後で日程を分けさせていただきましたので、混雑緩和にご協力ください。
※マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。また、体調不良の方はご遠慮ください。

町の申告受付日程表

混雑状況によっては、対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合や、対象の行政区でない方は受付をご遠慮いただく場合があります。

月 日	2月16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	3月2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	16日(月)
午前 8時 30分 午前 50分 午前 8時 30分 午前 50分	矢那瀬上郷区	小坂区	宮沢区	岩田区	長瀬上区	長瀬区	五区	下山区	下宿区	石原区・下袋区	上袋区	中野上区	野上下郷の各区	大字矢那瀬の各区	大字長瀬の各区	大字本野上の各区	大字中野上・井戸	全町対象	全町対象	全町対象
午後 1時 午後 4時	矢那瀬下郷区	滝の上区	風布区	大字井戸の各区	辻区	上長瀬区	大木小路区	長瀬宝登山区	上宿中宿区・原区	根岸区	上袋区				全町対象					
会場	役場 3階 大会議室																			

町・県民税(住民税)の申告

申告は、令和8年度の町・県民税や国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資料となります。

扶養されている方や収入のない方でも、申告されないと所得状況を確認できないため、所得証明が発行できないほか、国民年金保険料免除申請、国民健康保険税の軽減措置や、児童手当、就学奨励費などの審査ができなくなることがあります。

申告が必要な方

原則として、令和8年1月1日現在、町内に住所があり、令和7年中(令和7年1月~12月)に所得があった方は申告が必要です。

ただし、次に該当する方は、申告義務が免除されます。

①所得税の確定申告をされた方

※町・県民税の申告をしたものとみなされます。

②給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方

③公的年金等の支払を受けている方

※②・③については、給与・年金以外の所得がある方は申告が必要です。(町・県民税は所得税と違い、所得額が20万円以下の方でも申告が必要です。)

なお、次に該当する方は、申告してください。

○給与・年金等の収入があり、各種控除を追加する方

○収入がなかったが、国民健康保険などに加入している方、医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方、所得証明書が必要な方

町・県民税の申告書は送付していませんので、直接会場へお越しください。

税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

